

令和7年4月16日

令和7年第4回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年4月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
4 番 隅 ふじ江	5 番 林 聖文	6 番 小林 識史
8 番 藤本 哲	9 番 松村 紀彦	10 番 小橋 和紀
11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵	13 番 佐崎 恭児
14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子	16 番 二武 富男
17 番 藤中 京子	18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員

7 番 小林 増次

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 藤本 慎司
由宇支所 小池 泰弘	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時、委員総数18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

3 番 藤村 浩司 4 番 隅 ふじ江

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について

議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告事項

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

報告第2号 農地法第5条の規定による届出受理の取消について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、3番藤村 浩司委員と4番隅 ふじ江委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,036㎡ほか1筆、合計5,361㎡です。

申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。

申請地は周東総合センターより北東へ約476mのところに位置しております。

譲渡人は、高齢のために農業を維持することが困難となったために譲受人に譲り渡すことにしたということです。譲受人は申請地の農作業を受託しておりましたが、この度売買の話がまとまったので譲り受けることにしたということです。なお、申請地は自宅および所有地と道路を挟んで隣接しております。

3月13日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました但問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑及び田。現況、畑。

面積は、56㎡ほか1筆、合計356㎡です。

第 1 番

申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

説明します。

周東総合支所から南西に約400mに位置します。

譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが県外に居住しており、耕作放棄地となっているため手放したいと思っていたところ譲受人から申し出があったことで譲渡することとし、譲受人は以前から果樹栽培をしたいと譲渡人に申し出て双方の合意に至ったものです。譲受人は、市内に居住し果樹栽培は初めてということですが、通勤し、レモン、イチジクの栽培をすることに希望を持っています。

4月3日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。3条許可は許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,607 m²です。

申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から、南東へ約3kmに位置します。

譲渡人と譲受人が兄弟です。譲渡人は、申請地を耕作することが困難となったことから兄の譲受人に相談したところ、長年農業に従事、耕作していることから贈与されることが決まったものです。

4月3日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。譲受人の子供さんが日頃から手伝いもされておられ、農機具も揃っていることから許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

事務局

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。
次に、4番を事務局より、議案説明してください。

4番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,795 m²ほか1筆、合計1,839 m²です。

申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第19番

追加説明します。

申請地は美和総合支所から南に約900mに位置し周囲は美和ゴルフクラブに隣接し、住宅が点在する圃場整備が行われていない農振農用地外の農地です。

譲渡人は、農地を相続しましたが農業ができないため申請地に隣接する譲受人に売り渡すものです。譲受人は、家の真ん前になるのですが耕作に都合が良いため、譲り受けるもので経営基盤安定のため取得したいという目的が今後の農業経営においても何ら問題になることはありません。

現地調査は3月25日に事務局とともに調査項目に照らし合わせて行い、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

続いて、「議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、847 m²です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から西へ直線距離で約 650m の場所に位置している農地です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なため譲受人から提案を受け転用に応じることとしたことです。譲受人は、国内各地の多くの休耕地で太陽光発電事業を広く展開している広島県に本店を置く法人です。山口県内では、今年 1 月に 5 条許可を受けた土地があり現在施工中とのことです。

事業計画としましては、パネル 132 枚設置し、申請出力は 44.55 k w です。岩国市灘土地改良区の意見書も添付しており、差支えないという意見です。

4 月 9 日に事務局職員と調項目に従い、調査を行い資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。雨水は農業用排水路へ自然流下、汚水の発生はありません。年 2 回の除草作業と定期的は設備の点検も行うとのことで、周辺農地への影響もなく、5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。

面積は、1,061 m²です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林増次委員が欠席ですので、追加説明のほうを預かっております。代読をさせていただきます。

事 務 局

申請地は南河内出張所より南東へ 1.4 k m いったところにある農地です。

譲渡人は、農地の維持管理は困難なため土地の譲渡を考えていました。

譲受人は、再生エネルギー事業に取り組むことで、耕作が困難な農地や耕作放棄地を有効活用したいと譲渡人と協議され契約に至りました。

転用行為は、開発行為でない旨の届け出も出しておられ、万一問題が発

生した場合は、自己の責任において対応するとのことです。また、河川法の規定に基づく許可書も取っておられ、不備はありません。

4月8日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

積は、733 m²ほか1筆、合計764 m²です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、農業用倉庫及び育苗場です。

農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。

なお、当該農地は、令和6年12月6日付けで農業振興地域整備計画の用途区分の変更が認められた農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは説明いたします。

申請地は、玖珂支所奏でより西へ1kmのところに位置しております。

譲受人は、地域の農業を担う農業法人です。このたび育苗用地が手狭になってきたので、申請地を取得して農業用倉庫用地と育苗用用地として使用するということです。

譲渡人は、高齢のため耕作できないので譲り渡すことにしたということです。

3月28日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査をいたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、農用地区域内用途変更の案件となりますので山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することします。

4番、5番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番、5番について、事務局より一括して議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,391 m²です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、病院建設及び自己用住宅に伴う宅地造成です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,123 m²です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、調剤薬局の移転に伴う宅地造成です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは追加説明いたします。

申請地は周東総合支所から南東に約600mに位置します。今の■■■■の一体利用地と書いてあるところが、今回の今から説明します。県道7号線の拡幅工事に伴う薬局の移転になるわけです。今一体利用地と書いてあるところに薬局がありまして、黄色に分かれている北側のほうが議案13-5にあたる薬局があるんです。その説明をします。医院の移転と拡幅工事にかかる今の薬局の移転を説明いたします。

議案13-4の方ですが、老朽化による自己用住宅、医院の移転の用地取得と造成ということです。

議案13-5は医院付帯の薬局移転に伴う土地取得と造成ということです。

4月3日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することします。

続いて、「議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請の取り消

しについて」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,210 m²です。

申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

取消の理由は事業の中止です。

取り消す許可書の発出年月日及び番号は令和元年8月28日 指令令元岩農委許第5号の64です。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番の許可を取り消すこととします。

続いて、「議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、980 m²です。

申請人は記載のとおり。

申請目的は、資材置き場の設置です。

農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第5番

周東総合支所より西へ約1.62kmの場所になります。

4月2日に事務局担当と現調査を行いました。

資材置き場の申請となっております。この農地は、一種農地ですが他に場所がないということと近所に迷惑をかけないという特別の条件になったようでございます。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。

2番、3番については、総会において既に報告されている案件ですので一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番、3番について、事務局より一括して議案

説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田。現況、山林原野。

面積は、2,170 m²ほか2筆、合計4,182 m²です。

所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明です。農地区分は、2種農地です。

本件は、令和7年1月総会において報告第7号現況証明で報告いたしております。

3番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田及び畑。現況、山林原野。

面積は、752 m²ほか3筆、合計2,761 m²です。

所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明です。農地区分は、2種農地です。

本件は、令和6年10月総会において報告第7号現況証明で報告いたしております。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので2番、3番を適格と認め、市長に報告します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。

面積は、1,824 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、植林です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出受理の取消について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。

面積は、369 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場設置です。農地区分は、市街化区域です。

取消の理由は契約の解消です。

取り消す受理書の発出年月日及び番号は令和6年11月18日 令6岩農委指令第5号の42です。

以上1件の申請がありましたが、通知書の回収も含め添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、2,060 m²です。届出人は記載のとおり。

理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 美和地区

報告年月日は、令和7年3月17日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか1件、合計2件の提出がありました。

議 長

報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

・令和7年度最適化活動の目標設定等

・互助会からの連絡事項

・岩国市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱式及び研修会について

次回定例総会は、5月16日（金）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。

これで総会は、終了します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年5月16日金曜日10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時35分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 藤 村 浩 司

署名委員 陽 3, 0 23